

議案第8号

平成30年度伊賀市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度伊賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	281床
(2) 年間入院患者数	76,650人
(3) 年間外来患者数	68,169人
(4) 1日平均入院患者数	210人
(5) 1日平均外来患者数	279人
(6) 主要な建設改良事業 (医療器械器具整備等)	190,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	4,885,401千円
第1項 医業収益	4,454,824千円
第2項 医業外収益	383,287千円
第3項 訪問看護ステーション事業収益	19,375千円
第4項 特別利益	27,915千円

支 出

第1款 病院事業費用	4,818,060千円
第1項 医業費用	4,465,693千円
第2項 医業外費用	132,485千円
第3項 訪問看護ステーション事業費用	23,361千円
第4項 特別損失	196,521千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,002千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	320,034千円
第1項 企業債	239,500千円
第2項 補助金	80,534千円

支 出

第1款 資本的支出	374,036千円
第1項 建設改良費	239,924千円
第2項 企業債償還金	133,812千円
第3項 投資その他の資産	300千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械整備事業	千円 190,000	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金等につ いて、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金及び特定資金 については、その融通 条件により、銀行その 他の場合には債権者と の協定によるものとし る。ただし、企業財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借換えする ことができる。
病院施設整備事業	49,500			
計	239,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,520,075千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債の償還元金及び支払利息並びに救急業務の費用等の財源に充てるため一般会計からこの会計への負担金並びに補助を受ける金額は、492,664千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第10条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

平成30年2月27日提出

伊賀市長 岡 本 栄